

補助制度の概要等について

令和7年6月12日
沖縄総合事務局運輸部

地域公共交通確保維持改善事業による離島航路補助制度の概要

『地域公共交通確保維持改善事業等』R7予算額:209億円(R6予算額:214億円)

◇島民生活に必要な不可欠な離島航路の維持・確保を支援

〈R7予算額 離島航路:70.5億円〉(R6予算額:70.5億円)

○補助対象は唯一かつ赤字の航路

1. 離島航路運営費補助

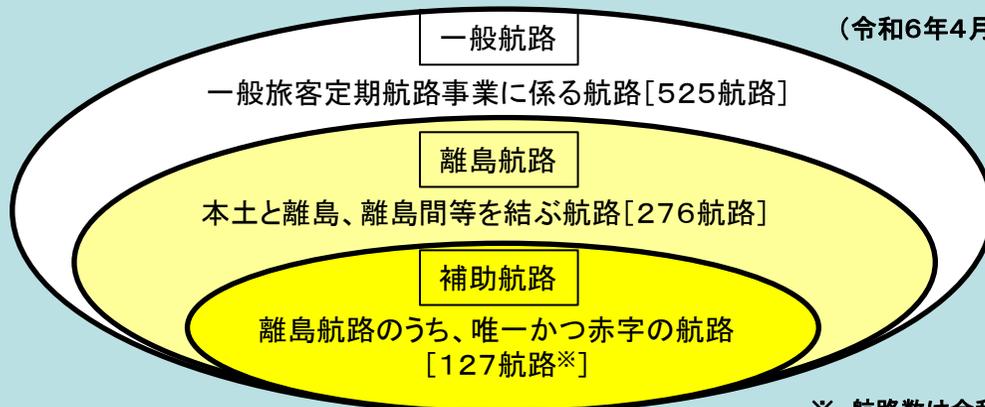
- ・欠損見込額に対する補助

2. 離島住民運賃割引補助

- ・協議会の決定による離島住民運賃割引費用の1/2を支援(残り1/2は自治体等で負担)

3. 離島航路構造改革補助

- ・公設民営化等による船舶の代替建造費用への支援



(令和6年4月1日現在)

【離島航路に就航する船舶の例】



※ 航路数は令和6年10月1日現在の数値

地域公共交通確保維持事業 離島航路：離島航路運営費等補助

離島航路は、離島に暮らす住民にとって、日常生活における移動や生活必需品等の輸送のために不可欠の交通手段であり、その確保・維持に係る地域の取組みを支援。

離島航路運営費等補助

制度概要

- ・補助対象は唯一かつ赤字の航路
- ・事前算定方式による内定制度
- ・補助対象経費の算出は効率的な運営を行った際の標準収支見込により求める標準化方式を採用
- ・欠損見込額全体に対する補助充足率は 1 / 2
- ・補助対象期間は10月から9月の1年間

※補助対象航路 127航路114事業者（令和7年4月1日）

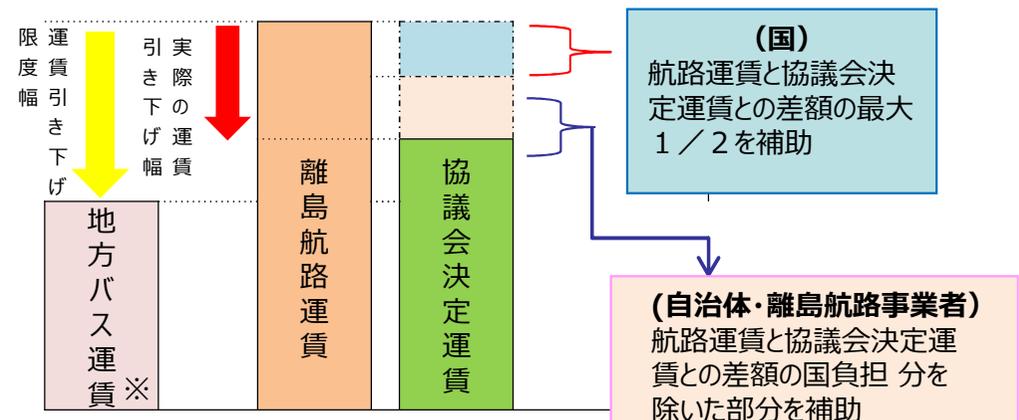
補助対象航路の主な基準

- ① 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域に係る航路であること。
- ② 本土と①の地域又は①の地域相互間を連絡する航路であり、かつ、以下のいずれかに該当すること。
 - イ) 他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便となること。
 - ロ) 同一離島に複数航路が存在する場合、同一離島について起点港を異にし、終点が同一市町村にない航路であり、協議会で決定された航路であること。
- ③ 陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有すること。
- ④ 関係住民のほか、郵便・信書便又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。
- ⑤ 航路経営により生じる欠損見込が明らかにやむを得ないと認められること。

離島住民運賃割引補助

制度概要

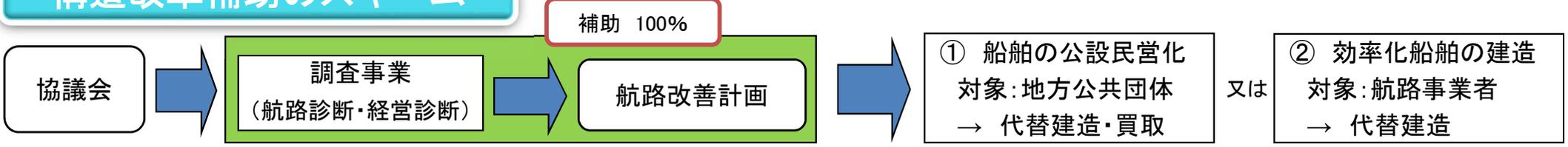
- ・当該地域の地方バス等の運賃水準までを引き下げ限度幅とし、地域（自治体等）による負担等を勘案して、協議会において運賃水準を決定
- ・運営費補助の中で、協議会で決定された運賃引き下げ額の 1 / 2 を含め、国が補助



地域公共交通確保維持事業（離島航路構造改革補助）

離島航路の維持・改善のため、協議会において当該航路の経営診断等で問題点や課題を把握した上で、将来の欠損増大・経営破綻を回避するための改革の取組みを支援

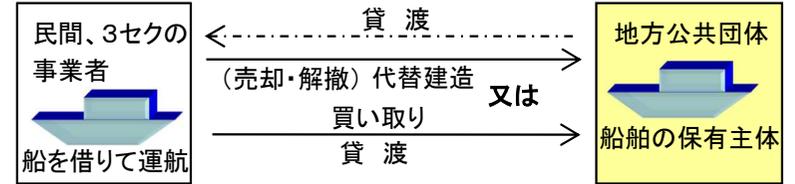
構造改革補助のスキーム



① 船舶の公設民営化

制度概要

・民間、3セクの航路事業者に対して貸し渡すため船舶を保有する地方公共団体に対して支援



30% (補助)	70% (過疎債(充当率100%、交付税措置率70%)及び辺地債(充当率100%、交付税措置率80%)の充当が可能)
---------------------------	--

公設民営化の補助要件

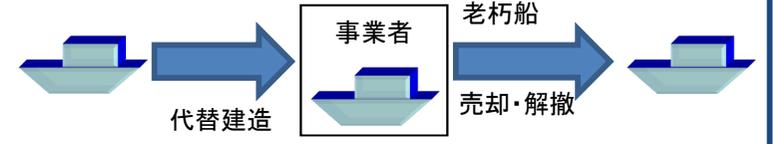
(以下のいずれかに該当する船舶)

- ・離島航路事業者に代わり、地方公共団体が代替建造する船舶
- ・離島航路に就航する船舶のうち、地方公共団体が買取を行うもの

② 効率化船舶の建造(共有建造)

制度概要

・省エネルギー設備機器を要する船舶等効率化船舶へ代替建造する航路事業者に対して支援



10% (補助)	90% (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構による船舶共有建造制度の活用が可能。同機構の負担部分は、事業者が共有期間を通じて毎月、船舶使用料として支払う。)
---------------------------	--

効率化船舶の補助要件

(以下のいずれかに該当する船舶)

- ・省エネルギー設備機器※を要する船舶
 - ・既存船舶のトン数を10%以上小型化した船舶
 - ・離島航路事業者が共同で利用する予備船舶
- ※ 省エネルギー設備機器:ターボチャージャー、推進効率改善に寄与するプロペラ設備、特殊舵、バルバスパウキャップ、燃料改質器

「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開

(令和6年度補正・令和7年度予算)

地域公共交通確保維持改善事業等
令和6年度補正 326億円、令和7年度 209億円

- ・社会資本整備総合交付金（地域交通関係）
：令和6年度補正 612億円の内数、令和7年度 4874億円の内数
- ・鉄道施設総合安全対策事業費
：令和6年度補正 69億円の内数、令和7年度 45億円の内数
- ・訪日外国人旅行者受入環境整備
：令和6年度補正 158億円の内数、
令和7年度 6億円の内数、国際観光旅客税充当額 25億円の内数

「交通空白」の解消、多様な関係者の連携・協働等による持続可能な地域交通への進化

■ 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

喫緊の課題である「交通空白」の早期解消等に向け、

- ・ 「交通空白」の課題がある自治体において、都道府県が先導する場合も含め、公共/日本版ライドシェア導入等を総合的に後押し
(調査・計画策定・合意形成、実証運行に係る車両・システム・運行費等の支援)
- ・ 地域の多様な主体の連携・協働による「共創」実証運行、MaaSの広域化等支援
- ・ 『「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム』パイロットプロジェクト推進
(官民連携、地域間連携、モード間連携の広域的解決モデルを横展開)



地域の足「かなライド」



地域の足「かなライド」

■ 訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

- 訪日外国人旅行者の「観光の足」確保に向け、
- ・ 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
 - ・ 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
 - ・ 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備

■ 交通DX・GXによる省力化・経営改善支援

配車・運行管理システムの導入・共通化、キャッシュレス決済の導入等支援



■ 自動運転の社会実装に向けた支援

自動運転大型バス等への支援を強化



■ 交通分野における人材確保支援

2種免許取得、採用活動等、人材確保を支援

■ 財政投融資（鉄道、バス、タクシー等のDX・GX投資に対する出融資）

(令和7年度：135億円)

■ 地域公共交通計画・協議会のアップデート支援

「交通空白」解消に向けた実態把握やモビリティデータの利活用等の支援

■ ローカル鉄道再構築

再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援



軌道強化による高速化

■ 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）

地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援



EVバス充電施設の設置

■ EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援

地域公共交通の維持・確保等

■ 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等

- 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援
- 地域鉄道における安全対策（鉄道施設総合安全対策事業費等）
- 安全に問題があるバス停の移設等

上記のほか、関係予算として公共予算のうち、道路整備費（自動運転の走行環境整備等）、都市・地域交通戦略推進事業（公共交通に係る支援等）がある。

地方への誘客・ストレスフリーな旅行環境のための機能強化

○ 訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、多言語対応の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及等に関する個別の取組を支援する。

交通サービスインバウンド対応支援事業

補助率

3分の1 等

事業主体

公共交通事業者等

多言語対応(事故・災害時等を含む)



・多言語表記等



・案内放送の多言語化



・タブレット端末、携帯型翻訳機等の整備



・多言語バスロケーションシステムの設置



・インバウンド対応型鉄軌道車両の導入

無料Wi-Fiサービス



・旅客施設や車両等の無料Wi-Fi整備

トイレの洋式化等



・洋式トイレの整備

キャッシュレス決済対応



・全国共通ICカードの導入



・QRコードやクレジットカード対応、企画乗車船券のICカード化



・企画乗車船券の発行



・レンタカーのキャッシュレス対応

非常時のスマートフォン等の充電環境の確保



・非常電源装置、携帯電話充電設備等

旅客施設や車両等の移動円滑化(大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上)



・LRTシステムの整備



・連節バスの導入



・ジャンボタクシーの導入



・鉄道車両の荷物置き場の設置



・船内座席の個室寝台化

移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応



・観光列車



・魅力ある観光バス



・サイクルトレイン、サイクルシップ



レンタカーの外国人ドライバー支援



・ドライブ支援アプリによる情報提供



・専用ステッカーの普及

バス・タクシードライバーへの外国語接遇研修



等

クルーズ等訪日旅客の受入促進事業（令和7年度当初予算）

クルーズ等訪日旅客の需要を確実に取り込み、我が国のクルーズ再興を目指すとともに、港湾周辺等の魅力向上を図るため、クルーズ船の受入体制の強化、クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出、クルーズ船寄港プロモーションに要する経費の一部を補助する。

補助対象経費

・ クルーズ船の受入体制強化

●クルーズ船受入に向けた安全対策

（例：船舶航行安全委員会の開催、安全性の現地確認、小規模港湾等における安全性確認 等）

●寄港地におけるクルーズ船受入れ体制の構築

（例：セミナー、船内見学会、訪日クルーズ旅客へのマナー啓発（動画作成・看板設置） 等）

●二次交通の負荷軽減に繋がる港の魅力向上に資する取組

（例：プロムナード、モニュメント、サイクリング施設、みなと周辺での食・文化体験、みなとオアシスのPR動画・HP等の作成 等）

・ クルーズ船寄港プロモーション

●新たなクルーズ船の誘致に向けた訪日クルーズプロモーション

（例：国際展示会の開催・出展、商談会の開催、デジタル媒体による情報発信 等）

・ クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出

●地場産品等の消費喚起

（例：船内レストランでの地元食材提供のスキーム構築 等）

●訪日外国人が楽しめる船内コンテンツのスキーム構築

（例：船内コンテンツの充実に向けたニーズ調査・商品開発・実証実験 等）

●上質な寄港地観光及び海上観光の造成（★）

（例：上質な寄港地観光プログラムの造成、海上観光ツアーの実証 等）

補助対象経費のイメージ



補助対象者

- ・ 港湾管理者
- ・ 地方公共団体
- ・ 民間事業者（登録DMO及び候補DMOを含む）
- ・ クルーズ振興のための地域の協議会等

補助率

- ・ 1/2以内

※（★）については、クルーズに関連した取組に限らず、港湾周辺等における訪日旅客の受入促進に係る事業も対象となる。